

平成 31 年度 (2019 年度)

金沢大学大学院法務研究科

入学試験問題

刑 法

C 日程入試

(注意)

1. 問題冊子 (表紙を含む) は 2 枚です。
2. 問題冊子は指示があるまで開かないで下さい。
3. 問題冊子と下書き用紙は持ち帰って下さい。
4. 解答は、鉛筆、シャープペンシル、ペン、ボールペンのいずれで記入しても構いません。

平成 31 年度（2019 年度）金沢大学大学院法務研究科入学試験問題

試験科目	刑	法
------	---	---

Xは、同じ会社に勤務する上司Vから何かにつけ叱責されるなどのパワハラ行為を受けており、そのことでVに対して恨みを抱き、ついには、Vを殺害するまでの意図はないものの、痛い目に遭わせてやろう（怪我くらいさせてやろう）と考えるに至った。

そこで、Xは、Vが郊外の一軒家に一人で居住していることを知り、Vが寝静まった深夜、V方付近に赴き、V方敷地内に落とし穴を掘った。同落とし穴は、深さ1mにも達するものであり、落ち込めばほぼ確実に怪我をするものと思われる危険なものであった。しかし、Xは、落とし穴を掘ったものの、Vを同所に誘導するなどの行為をすることもないまま放置したところ、Vが同落とし穴にはまって怪我をしないうちにVにより発見されて埋め戻されたため、全く功を奏しなかった。

実行行為の意義について論じた上で、同落とし穴が、VがV方玄関から出て外出するとすれば、ほぼ確実に通過する通路上に掘られた場合（事例①）と、V方敷地内に掘られたものの、Vが同落とし穴のある場所を通行する可能性は20%程度の低い確率であった場合（事例②）のそれぞれの場合において、被疑者の行為を利用する間接正犯及び先行行為に基づく不作為犯の法理にも留意しつつ、それぞれ実行行為と目される行為を具体的に挙げて、それぞれの事案における実行の着手の有無について論じなさい（但し、住居侵入の点は除く）。